



景品表示法【改正】

～義務化項目と罰則～

一般社団法人 日本オンラインゲーム協会
資料から抜粋

2015年2月
株式会社サクセス

【景品表示法（景表法）】 ってなに？

正式名称

【不当景品及び不当表示防止法】

管轄：

2009年に公正取引委員会から
消費者庁に全面移管された

目的：

消費者の正常な判断を損ねるような
顧客誘引の方法を規制することで
一般消費者の利益を保護すること

ガチャは景表法

【懸賞規制】 【懸賞制限告示】 の カード合わせの禁止に抵触する

※定価/売上予定と確率設定に注意

今までは【見逃されていただけ】なので要注意！
賞品原価ではなく価値で判断されると危険！

※キャンペーン配布は「総付景品」該当の危険性

慣習で通ってはいるが、
これも今まで【見逃されていただけ】

今回の改正でどこが変わる？

- ① 内容以外に**表示**にも規制
- ② 消費者庁から**管理指針**の公表
- ③ 違反に対する**法的制裁**の制定

【不当表示規制】

① 優良誤認表示

→ 内容が実際よりも
著しく良さそうに受け取られる表示
はNG

② 有利誤認表示

→ 取引条件が実際よりも
著しく有利と受け取られる表示
はNG



ポイント！

【受け取られる表示】

あくまでも企業側の言分ではなく、
消費者がどう理解するかが重要！

【不実証広告規制】

疑われた場合、裏付け資料が提出できなければ・・・

「優良誤認表示とみなされる」

つまりガチャの確率が確かに表示通りに排出されるという資料やデータが提出できないと

疑われただけで【OUT】

【事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針】

消費者庁は表示に関する管理体制を義務化

指針（ガイドライン）を発表
（平成26年11月規定）

→対象事業者は規模無関係
（中小企業/小売店も対象）

【指針（ガイドライン）】とは？

- ①ある行動についての考え方や指針規範を示すものである。
- ②これを守れば大丈夫という類の規定ではない。

※本指針にも

「別添の具体的事例は必要十分なものではない」と明言されている

ガイドラインに従っていました
その通りにやっていた



発生した場合の言訳にはならない

にも関わらず発生した時に
従っていないと違反とされ
法的制裁の対象となる！

◆指針で定める内容

- ①景品表示法の考え方の周知（社内教育の実施）
- ②法令順守の方針の明確化（社内規定の整備）
- ③表示等に関する情報の確認（社内手続の整備）
- ④表示等に関する情報の共有（情報の蓄積）
- ⑤表示等の管理担当者の設置（社内手続の整備）
- ⑥表示等の根拠資料/情報の事後確認する為の措置
- ⑦不当表示判明時の迅速かつ適切な対応

【課徴金制度の導入】

公布（11/27）から
1年6カ月以内に施行

2016年4月施行と予測されている

**対象；表示規制違反
(優良誤認表示/有利誤認表示)**

①不当表示を行った

②故意、もしくは
「知らないことについて相当の注意を怠った」
(注意については今後ガイドラインが発表される)

③対象商品の
対象期間(最大3年分)
の**売上の3%が150万円以上となる場合、**
課徴金の対象となる。(期間中の売上が5000万円以上の場合)

課徴金額は、売上の3%となる。



※課徴金はなくても
是正等の措置命令の対象
になるので注意！

措置命令に従わないと
刑事罰もありうる！